

国土利用計画法に定める土地取引の規制に関する 経由事務費等交付金交付要綱

(総 則)

第1条 東京都知事（以下「知事」という。）は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号。以下「法」という。）に定める土地取引の規制に関して、区市町村が行うとされている経由事務等について、都の予算の範囲内において区市町村に対し交付金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

(交付金の交付の目的)

第2条 知事は、法の適切な運用を図り、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的として、次条第1項に定める交付の対象となる事業（以下「交付金事業」という。）を行う区市町村の長（以下「交付金事業者」という。）に対して交付金を交付するものとする。

(交付金の交付の対象及び交付額)

第3条 交付金事業は次に掲げる事務とする。

- (1) 法に規定する土地取引の届出の経由に関する事務
 - (2) 法第29条第1項及び第2項に規定する遊休土地の利用促進に関する事務
- 2 交付対象経費、交付金の算定方法及び交付額は、別に定める。なお、これらを変更するときは、知事は、交付金事業者に通知するものとする。

(交付金の交付の申請)

第4条 交付金事業者は、交付金の交付の申請をしようとするときは、別記第1号様式による申請書を知事が定める日までに知事に提出するものとする。

(交付金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の交付金の交付の申請があったときは、当該申請に係る内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付金の交付を決定しなければならない。

2 前項の場合において、知事は適正な交付を行うため必要があるときは、交付金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付金の交付の決定をすることができる。

(交付金の交付の条件)

第6条 知事は、前条の規定による交付の決定に当たっては、法令及び予算で定める交付金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

(決定の通知)

第7条 交付金の交付を決定したときは、速やかに決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、別記第2号様式による通知書により交付金事業者に通知するものとする。

(申請の撤回)

第8条 交付金事業者は、前条の規定により通知された交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、申請の撤回をすることができる。

2 交付金事業者は、前項の規定に基づき申請の撤回をしようとするときは、交付金の交付の決定の通知を受けた日から14日以内に理由書を添えて知事に申し出るものとする。

(申請内容の変更の承認)

第9条 交付金事業者は、交付金の交付の決定の通知を受けた後において、交付金事業に要する経費の配分を変更しようとする場合は、あらかじめ別記第3号様式による申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、知事が軽微なものと認めるものについては、この限りではない。

(事故報告等)

第10条 交付金事業者は、交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、その理由その他必要な事項を書面により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告を受けたときは、その理由を調査し、速やかに交付金事業者にその処理について適切な指示をしなければならない。

(状況報告)

第11条 交付金事業者は、知事が必要と認めて指示したときは、交付金事業の執行状況に関し、別記第4号様式による状況報告書を、知事に提出しなければならない。

(交付金事業の遂行命令等)

第12条 知事は、交付金事業者が提出する報告書等により、その者の交付金事業が交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該交付金事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 知事は、交付金事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該交付金事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第13条 交付金事業者は、交付金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、翌年度の4月5日までに、別記第5号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第 14 条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合には、実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査等により、その報告に係る交付金事業の成果が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付金事業者に通知しなければならない。

2 知事は、前項の規定により交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、交付金事業者はその超える部分の交付金の返還を命じなければならない。

3 前項の交付金の返還の期限は当該命令のなされた日から 20 日以内とし、納期日までに納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付の決定の取消し等)

第 15 条 知事は、次に掲げる場合には交付金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

一 交付金事業者が補助金等に関する予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、東京都補助金交付規則又はこの要綱若しくはこれらに基づく知事の処分に違反した場合

二 交付金事業者が交付金を交付金事業以外の用途に使用した場合

三 交付金の交付の決定後に生じた事情の変更等により交付金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなつたと認められる場合

2 知事は、前項の規定に基づき交付金の交付の決定の取消し又は変更を決定した場合において、交付金事業の当該取消し又は変更に係る部分に関し既に交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、前項の規定に基づき交付金の返還を命ずる場合（第 1 項第 3 号に該当するものを除く。）においては、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該交付金の額につき年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

4 第 2 項の規定による交付金の返還及び前項の規定による加算金の納付の期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とする。

(財産管理等)

第 16 条 交付金事業者が交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付金事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らねばならない。

2 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、知事はその収入の全部又は一部を都に納付させることができる。

(財産処分の制限)

第 17 条 交付金事業者が取得財産等を交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(交付金の経理)

第 18 条 交付金事業者は、交付金に係る経理について別記第 6 号様式による交付金調書を作成するとともに、その支出内容を証する書類を整備し、交付金事業完了の日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(概算払請求等)

第 19 条 交付金事業者は、交付金の全部又は一部について概算払又は精算払を受けようとするときは、別記第 7 号様式による概算払請求書又は精算払請求書を知事に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。